

預けて安心!

白筆証書遺言書 保管制度

全国 本局・支局等合計312か所の
法務局 でお預かりします。

保管手数料
3,900円

手続きには **予約** が必要です。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



遺言書ほかんガル—

盛岡地方法務局管内の遺言書保管所

供託課	019-624-1141
花巻支局	0198-24-8311
二戸支局	0195-25-4811
宮古支局	0193-62-2337
水沢支局	0197-24-0511

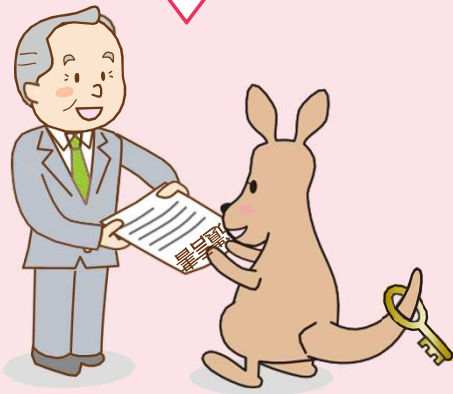


法務省民事局

(詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい方を3名まで指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

① 自筆証書遺言に係る遺言書



② 申請書*

③ 添付書類(本籍の記載のある住民票等)



④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)



⑤ 手数料(収入印紙)

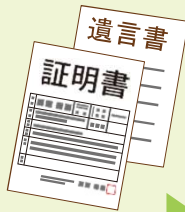


※ 申請書の様式は、法務省 HP (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。

自筆証書遺言書の書き方のポイント

遺言書

遺言で指定する者は、例のように【氏名】のほか、【続柄】+【生年月日】など複数項目で特定しておきましょう。

遺言者 法務太郎は次のとおり遺言する。

- 1 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、長男法務一彦（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

盛岡市〇〇町1丁目〇番 宅地 213.00m²

- 2 遺言者は、遺言者の所有する次の預金を、孫甲山翔太（平成〇年〇月〇日）に遺贈する。

〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号1234567

「相続」と「遺贈」の違いは下図を参照

- 3 遺言者は、上記1及び2を除いた遺言者の所有する一切の財産を妻法務花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

- 4 遺言者は、この遺言の遺言執行者として長男法務一彦（昭和〇年〇月〇日生）を指定する。

「遺贈する」ときは、必ず遺言執行者を指定しておきましょう。

指定がないと、法定相続人全員の協力を得なければ、遺言を執行できない場合があります。

令和〇年〇月〇日 ※西暦でもOK

※年月日がないものは無効です！

岩手県盛岡市内丸〇番〇号

法務太郎 (印) ※認印可

※署名・押印がないものは無効です！

住所は法定の記載事項ではありませんが、遺言者を特定するためなるべく記載しておきましょう。

1 / 1

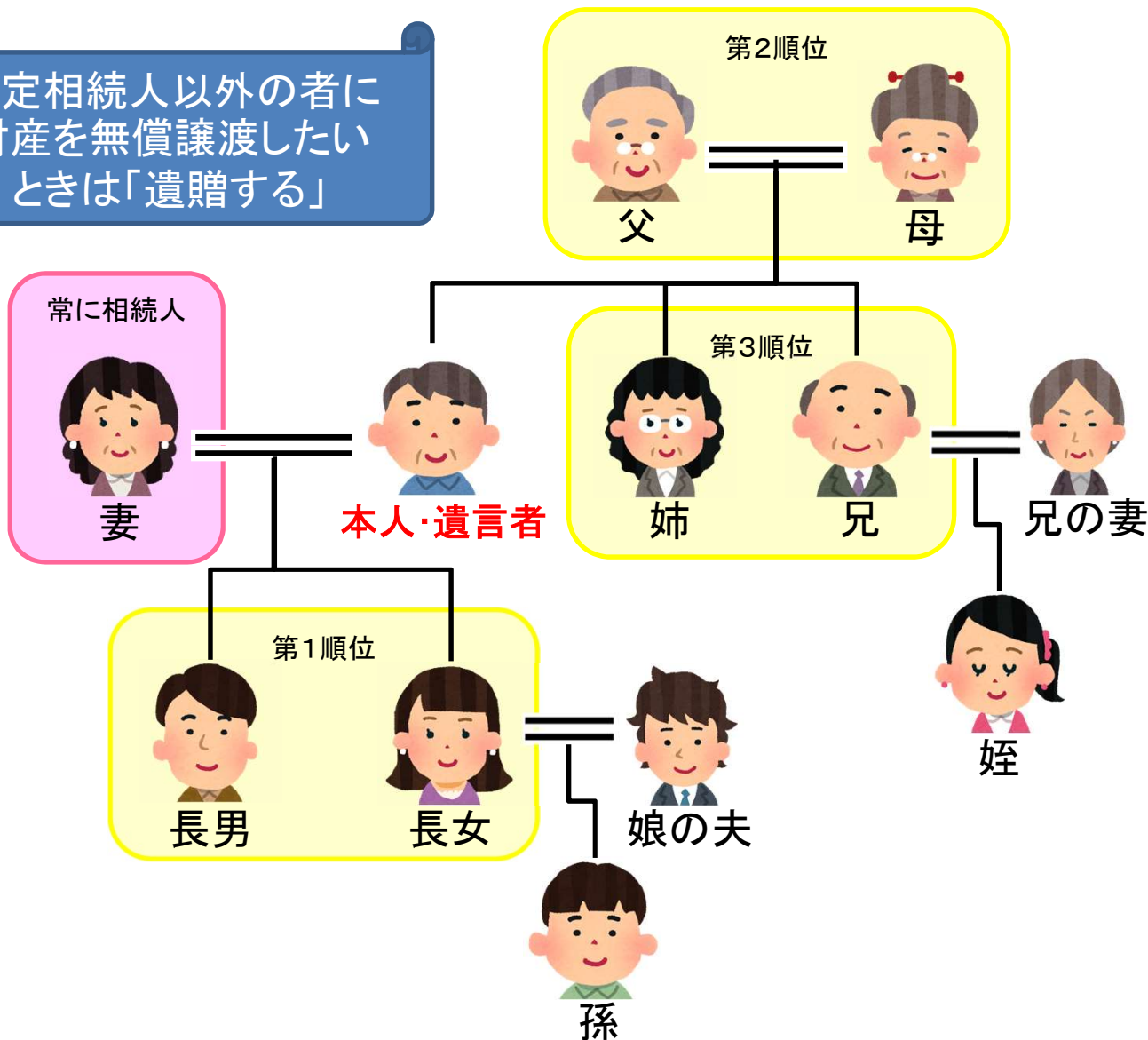
【メモ】

全文を自書する必要がありますが、財産目録に関しては自書することを要しません。また、用紙の種類に制限はありませんが、法務局に預ける場合は以下のルールで作成する必要があります。

- ・ A4サイズ、片面のみに記載、ページ番号を記載
- ・ 余白の確保：上側右側5mm以上、下側10mm以上、左側20mm以上

法定相続人と法定相続分の説明 (昭和56年1月1日以降に発生した相続)

推定相続人以外の者に財産を無償譲渡したいときは「遺贈する」



相続順位	相続資格	相続分の割合(注)		遺留分
常に	配偶者(夫・妻)	子がいる	2分の1	4分の1
		子がなく直系尊属がいる	3分の2	6分の2
		子・直系尊属がなく兄弟姉妹がいる	4分の3	2分の1
		子・直系尊属・兄弟姉妹がいない	全部	2分の1
第1順位	子(養子を含む) ※相続開始以前に死亡しているときは、その者が代襲し、再代襲もまた同じ	被相続人に相続人たる配偶者がいる	2分の1	4分の1
		被相続人に相続人たる配偶者がいない	全部	2分の1
第2順位	直系尊属(父母・養父母・祖父母など) ※親等の近い者が優先	被相続人に相続人たる配偶者がいる	3分の1	6分の1
		被相続人に相続人たる配偶者がいない	全部	3分の1
第3順位	兄弟姉妹 ※相続開始以前に死亡しているときは、その者が代襲する(再代襲なし)	被相続人に相続人たる配偶者がいる	4分の1	なし
		被相続人に相続人たる配偶者がいない	全部	なし
	上の順位に従っても相続人がいない	相続人不存在 ⇒ 相続財産法人の成立「亡〇〇相続財産」 ↓ 相続財産清算人の選任 { 権利を主張する者 } { 特別縁故者 } ↓ 処分されなかった相続財産 国庫へ帰属		

(注) 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は相等しい。